

印西市入札・契約制度の改善について

(平成29年2月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めていますが、より一層の改善を図るため平成29年2月1日から下記のとおり実施することとします。

印西市の入札・契約事務に係る設計違算が発生した場合の取扱い方法について、次のとおり定めましたので、お知らせします。

【対象】

建設工事及び最低制限価格を付した街路樹管理業務、公園管理業務、草刈業務その他これらに類する業務の委託

【施行日】

平成29年2月1日から適用します。

1. 積算疑義申立てについて

開札と同時に落札者決定通知を発行しておりましたが、積算の疑義を申し立てる機会を設けるために、開札後、落札者の決定を一旦保留し、落札候補者として、保留通知を発行します。

入札参加者は、積算に疑義が生じた場合には、疑義内容を明確に示し、保留通知発行日の2日後(土日祝日を除く。)の正午まで、積算の疑義を申し立てることができます。

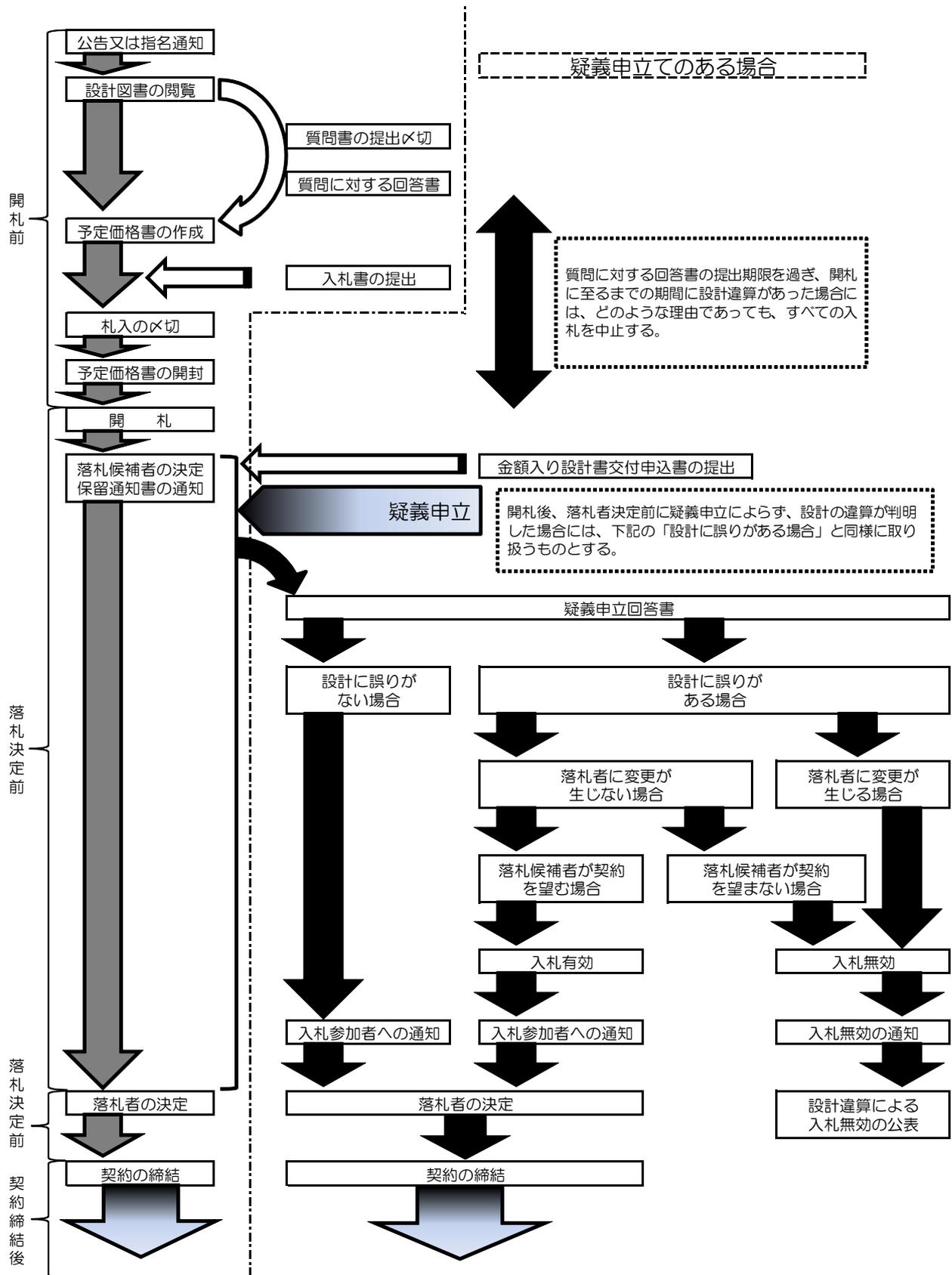
疑義申し立てが行われた場合、その回答を実施するまで、落札者の決定を保留します。

2. 金額入り設計書を交付について

保留通知の発行日の2日後(土日祝日を除く。)の正午まで、入札参加者に対し、金額入り設計書の電子データ(PDF形式)を交付します。

交付申請書と共に未使用の光ディスクを添えて、事業担当課に申請をしてください。

3. 入札・契約行為に係る設計違算・疑義及び設計書交付に関する事務の流れ



4. 設計に違算が生じた場合の取扱い方法について

原則として、設計に違算が生じた場合には、入札を中止、無効とし、契約を解除することとします。

ただし、以下の時点、場合においては、入札を続行、有効とし、契約を継続することとします。

○開札前

現場説明の質問に対する回答書の回答期日前に違算を確認した場合において、違算を訂正し、入札参加者に周知することにより、入札を続行します。

○落札者決定前及び、契約締結前

設計の誤りが判明した場合において、設計違算による金額の変動が、訂正後の設計により算出された予定価格等においても、落札者の決定に影響のない範囲を「金額が軽微」とし、落札候補者又は落札者が、設計違算の内容を確認した後、当該契約の締結を望む場合には、入札を有効とします。

○契約締結後

設計の誤りが判明した場合において、設計違算による金額の変動が、訂正後の設計により算出された予定価格等においても、落札者の決定に影響のない範囲を「金額が軽微」とし、請負者が、設計違算の内容を確認した後、当該契約の継続を望む場合には、契約を継続します。

また、「工事の履行状況等により解除しがたい場合」「工事を中断することにより、周辺住民及び利用者の安全の確保が難しい場合」又は、「その利用に際し、著しく不便を来すことが予想される場合」においても、請負者が、当該契約の継続を望む場合には、契約を継続することとします。

5. 設計違算の定義について

【設計違算とする事例】

○設計書歩掛り等の不整合

例：金額入り設計書と閲覧資料を比較して、差異が生じている場合

閲覧資料への記載内容に違いや、単価、金額等の積算根拠となる資料の内容が足りないために、入札参加者の積算金額に差異が生じる恐れのある場合

○執行何における設計図書と閲覧資料に差異が生じている場合

例：設計図書又は閲覧資料の一部を削除、追加、または加筆している場合

執行何から閲覧開始までに必要な設計金額の変更を行わずに図書のみを修正、変更がなされた場合

○閲覧資料に明示している諸経費算出方法、単価世代に差異が生じている場合

例：設計書に表示された単価世代、工事区分、諸経費の工種、施工地域補正、前払金支出割合、契約保証費の計算方法が示された内容と異なる算出がなされた場合

設計書の作成中に単価世代が更新された場合に旧単価が残るなど、表示された単価世代と異なった単価が使用された場合

○設計書単価の直接入力で誤りが生じた場合

例：単価の直接入力にミスがあった場合

【設計違算としない事例】

○積算数量の不整合

例：建築工事において、設計図に示す数値から求められた数量と参考資料として提示した内訳資料の数量に不整合が生じている場合は、契約締結後に設計を変更する。

○数量総括表の不整合

例：土木工事において、設計図に示す数値から求められた数量と数量総括表に不整合が生じている場合は、数量総括表によって入札を実施し、契約締結後に設計を変更する。

○施工条件と現場条件の違い

例：原則として、現場の状況は、設計書作成者が十分に確認し作成にあたるもので、施工条件に変更が生じないように検討されるものとなるが、施工方法や機械施設等の仮設について、施工者の創意工夫がなされる余地のあるものを設計違算とはしない。

○入札参加者が必要とする内訳の項目の追加・修正

例：総合評価方式による特別簡易型以外の審査を実施した場合など、施工方法の変更や安全対策等、施工者が事前に必要として追記、修正した内容について、これを設計違算としない。